

新宿区教育委員会会議録

令和5年第8回定例会

令和5年8月4日

新宿区教育委員会

令和5年第8回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和5年8月4日(金)

開会 午後 3時30分

閉会 午後 4時01分

場 所 新宿区役所6階 第2委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	山 下 浩一郎
委 員	星 野 洋	委 員	年 綱 和 代
委 員	鴨 川 明 子		

欠席者

委 員 古 笛 恵 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	教育調整課長	齊 藤 正 之
教育指導課長	坂 元 竜 二	中央図書館長	山 本 秀 樹
統括指導主事	大 川 直 樹	統括指導主事	北 中 啓 勝
学校運営課長	内 野 桂 子	教育支援課長	関 本 ますみ
統括指導主事	辻 慎 二		

書記

教 育 調 整 課 主 査	林 竜 佑	教 育 調 整 課 係 長	大 原 颯 人
---------------	-------	---------------	---------

議事日程

議 案

- 日程第1 第30号議案 令和6年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について
- 日程第2 第31号議案 令和6年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について
- 日程第3 第32号議案 令和6年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について

報 告

- 1 令和4年度 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について（教育指導課長）
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和5年新宿区教育委員会第8回定例会を開会いたします。

本日の会議には、古笛委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、山下委員にお願いいたします。

○山下委員 承ります。

◎ 第30号議案 令和6年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について

◎ 第31号議案 令和6年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について

◎ 第32号議案 令和6年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第30号議案 令和6年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」、

「日程第2 第31号議案 令和6年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」、

「日程第3 第32号議案 令和6年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。

本日の進行につきましては、第30号議案から第32号議案について、1件ずつ説明を受け、審議するものといたします。

まず初めに、議案の説明を受ける前に、今回の教科書採択の経過について、私から説明をさせていただきます。

今年度は、令和6年度に使用する区立小学校の全ての教科の教科用図書を採択するため、候補の絞り込みを行いました。

今回の採択に当たっては、第2回臨時会で御説明したとおり、1団体から計2件の要望書等が教育委員会に寄せられました。

また、教科書展示会につきましては、6月1日から6月14日まで特別展示を実施し、6月15日から6月28日まで法定展示を実施いたしました。

なお、教科書展示会会場でのアンケートにつきましては、33件の御意見をお寄せいただきました。教育委員会として、心から御礼を申し上げます。

次に、議案の取りまとめまでの経過について御説明いたします。

小学校教科用図書の採択について、当委員会はまず学校調査として、区立小学校29校からの意見を取りまとめてもらい、次いで教科用図書を専門的に調査する教科用図書調査委員会において、教科別に全ての教科用図書について調査し、調査資料を作成いたしました。その後、教科用図書検討委員会において、学校調査と調査委員会調査の結果を踏まえながら、検討委員会としての評価を行いました。

また、教科用図書検討委員会から、採択の対象となる教科用図書の総括的な検討経過、検討の視点、検討結果について、7月14日に報告を受けました。

その後、7月14日から7月21日にかけて、教科ごとに教科用図書調査委員会及び教科用図書検討委員会における検討内容について説明を受けた上で、児童及び学校の実情に十分配慮し、公平・公正に討議、検討を行いました。

そして、教科用図書について、5人の委員と私からそれぞれ意見を述べ、1種への絞り込みを行うことができました。

この結果を議案としてまとめることをご諮りいたしまして、本日の議案の提案に至っております。

それでは、第30号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

なお、この後の説明及び答弁については、着座をお願いをいたします。

○**教育調整課長** それでは、「第30号議案 令和6年度使用新宿区立小学校教科用図書の採択について」御説明いたします。

ただいま教育長からお話がありましたように、本議案は、採択の候補となる教科用図書を1者に絞り込んだ理由等を議案としてまとめたもので、議案の2枚目をお開きいただきますと、採択候補となる教科用図書の発行者名を、3枚目以降につきましては、絞り込みの理由を記載したものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされており、その期間は同法施行令第15条で4年と定められております。

区立小学校においては、本議案で採択する教科用図書の使用期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間となります。

それでは、内容につきましては、この後、教育指導課長から御説明申し上げます。

○**教育指導課長** それでは、私から令和6年度使用小学校教科用図書絞り込み理由について、種目ごとに主な絞り込み理由を説明させていただきます。

まず初めに、国語です。表の下の主な絞り込み理由を読み上げていきます。

種目、国語、光村図書。見やすいフォントや行間、物語や説明文と学習の進め方のページがはっきりと区別されているなど、どの子どもにとっても使いやすい教科書になっている。低学年から何を学ぶのか、どのように学習を進めていくのかが分かりやすく示されている。言語活動の例示や書くことの題材が分かりやすい。

続きまして、書写、光村図書。他教科や日常生活に活かせる内容が取り上げられていて、書写以外でも活用できる。キャラクターを使って「とめ」や「はらい」を説明していて、分かりやすい。学習の流れが全学年で共通していて、分かりやすい。

1枚めくっていただき、次に、社会、教育出版。問いを生み出すためのよい資料が多く使われていて、問いを見つけやすい。教科書を使いながら、子どもが主体的に学習を進めることができる。インデックスがあることで、使いたいページを見つけやすくなっている。

続きまして、地図、帝国書院。地図の色合いや線の太さがよく、見やすい。特に土地の高さや土地利用は分かりやすい。学年に合わせて情報量が整理されたページがあり、使いやすい。学習に生かすことができる資料が掲載されており、よい。

1枚めくっていただき、次に算数、東京書籍。子どものつまずきやすい点を丁寧にスモールステップで説明していて分かりやすい。学習の流れが分かりやすい。前に学習したことを振り返り、次の学習に生かせるような構成になっている。問題量が適切で、算数が得意な子、苦手な子、どちらにとってもよい。

続きまして、理科、大日本図書。どの単元でも、問題解決の学習の流れに沿った構成になっている。実験等の注意点が見やすいところに書かれており、分かりやすい。A4判で大きく、見やすい。写真やイラストも工夫されている。

1枚めくっていただき、次に生活、光村図書。問いから振り返りまで見やすくつながっていて、分かりやすい。振り返りはイラストになっていて、使いやすい。子どもの視点に立ったイラストやセリフが多い。子どもの関心を引きつけるインパクトのある表現がされている。わくわく、どきどきする気持ちを大切に、楽しく学習ができそうである。

続きまして、音楽、教育出版。曲に合わせたイラストやダイナミックな写真が載っていて、曲の内容をイメージしやすい。楽器の演奏に関して、見やすい写真やイラストで説明があり、苦手な子も一目で分かる。リコーダーに関しては、新しい音を学習するたびに練習曲が載っているのもよい。世界の音楽に関する記載がある。欧米以外の音楽が扱われているのもよい。

1枚めくっていただきまして、次に図画工作、日本文教出版。子どもの作品が豊富に掲載

されている。子ども目線の写真や、注目してほしいところにピントを合わせた写真になっている。全学年の巻末にアートカードを使った活動の紹介がある。興味を持てば本で見たり、美術館へ行ったりするきっかけとなる。

続きまして、家庭、開隆堂出版。写真やイラストを効果的に使い、手順がスモールステップで掲載されていて分かりやすい。学習したことを実生活で生かそうと思える内容である。アレルギー対応について分かりやすく掲載されている。

1枚めくっていただき、次に保健、東京書籍。

毎時間4ステップの構成になっていて、分かりやすい。問いのたせ方がよく、学習が進めやすい。性の多様性についての記載が分かりやすい。また、悩みを相談できるところについての記載も多い。

なお、保健、東京書籍につきましては、メディアへの視聴時間が長くなることでの心身への悪影響について、記載が少なかったことについて御意見を頂戴いたしました。

保健の学習だけでなく、道徳や特別活動などの学習の中でも、メディアへの視聴時間に関する学習の機会を保障し、タブレット端末やスマートフォン、ゲーム機等の使用時間、使用方法等について、引き続き指導をまいります。

続きまして、英語、教育出版。「聞くこと」「話すこと」を中心としていて、子どもが英語に興味・関心を持ち、楽しく学べるような内容である。「書くこと」に子どもが負担感を感じない分量である。多様な登場人物、アメリカの手話の記載、外国の文化の紹介等は、ダイバーシティやインクルーシブの視点からもよい。

なお、英語、教育出版につきましては、「書くこと」の量が少ないのではないかと、中学校へ進学した際に影響はないかとの御意見を頂戴いたしました。「書くこと」については、まずは教科書に附属している基本的なカード等を活用して学習することで、英語を好きになること、その上で巻末のマイワードバンク等も活用しながら、少しずつ必要となる単語を増やしたり、「書くこと」の学習に取り組んだりすることで、中学校での学習へつなげていけるよう指導をまいります。

1枚めくっていただき、最後に道徳、日本文教出版。世界人権宣言や子どもの権利条約、いじめ防止対策推進法等、「いじめ」「国際理解」などに関わる内容があり、新宿区に合っている。ロールプレイの方法が細かく書かれており、実際にやってみて考えることができる。ノートの内容が改訂されており、子どもの実態に応じた使い方ができるようになっている。書くことで自分の考えを深めたり、記録したりすることができる。

各種目の主な絞り込み理由は、以上でございます。

○教育調整課長 それでは、第30号議案の提案理由です。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立小学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第30号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

[発言する者なし]

○教育長 すでに臨時会で様々御意見などもいただいておりますので、特に御意見、御質問がないということで、討論及び質疑を終了といたします。

第30号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第30号議案は、原案のとおり決定いたしました。

第30号議案の決定をもちまして、令和6年度に新宿区立小学校において使用する教科用図書を採択いたしました。

次に、第31号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「第31号議案 令和6年度使用新宿区立中学校教科用図書の採択について」御説明いたします。

本議案は、令和6年度に使用する区立中学校の教科用図書について、引き続き令和2年度に採択したものと同一の教科用図書を採択するものでございます。

議案の2枚目を御覧ください。

こちらに記載があるものが、採択の候補となる現行の教科用図書の発行者名を記載したものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされており、その期間は、同法施行令第15条で4年と定められております。

令和6年度に使用する区立中学校の教科用図書につきましては、令和2年度に採択したものと同一の教科用図書の4年目の採択となるものでございます。

それでは、第31号議案の提案理由です。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立中学校で使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明が終わりました。第31号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

[発言する者なし]

○**教育長** 特に御意見、御質問ないようですので、討論及び質疑を終了します。

第31号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**教育長** 第31号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第32号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○**教育調整課長** それでは、「第32号議案 令和6年度新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択について」御説明いたします。

初めに、議案の3枚目と4枚目の裏面を御覧ください。

こちらは、文部科学省検定済教科書の採択候補となっております。

区立の特別支援学校並びに区立の小学校及び中学校の特別支援学級において使用する文部科学省検定済教科書につきましては、区立の小・中学校で使用する教科用図書と同じものを採択することとされています。

こちらの一覧は、先ほどの第30号議案及び第31号議案で採択いただきました区立の小・中学校で採択したものと同一の教科用図書となっております。

次に、文部科学省著作教科書についてです。議案の5枚目と6枚目の裏面を御覧ください。こちらが、文部科学省著作の教科書の一覧となっております。

文部科学省著作の教科書とは、文部科学省が著作の名義を有する教科書のことです。特別支援学校並びに小学校及び中学校の特別支援学級、知的障害者用にはこちらの一覧にございますとおり、小学校特別支援学級用及び特別支援学校小学部としては、国語、算数、音楽、生活の4教科、中学校特別支援学級用及び特別支援学校中学部用としては、国語、数学、音楽の3教科書になるものです。

次に、一般図書について御説明いたします。

小学校、中学校及び特別支援学校においては、検定済みの教科用図書または文部科学省著作の教科用図書を使用することが学校教育法において義務づけられておりますが、同法の附則第9条において、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学大臣の検定を経た教科用図書または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書以外の教科用図書を使用することができるとなっております。この教科用図書以外の図書を教科用図書として使用するものが、一般図書となります。

議案の8枚目以降が、東京都教育委員会が調査いたしました一般図書の一覧となっております。

また、この議案のクリップ留めの最後の2枚を御覧いただきますと、こちら2枚が特別支援学校並びに小・中学校で使用する拡大教科書の一覧となっております。

特別支援学校並びに小・中学校の特別支援学級で使用する文部科学省著作の教科書及び一般図書につきましては、毎年度種目ごとに採択することとなっております。

文部科学省著作教科書につきましては、文部科学省から出されている教科書目録に記載の知的障害者用の全てを、一般図書につきましては、東京都教育委員会から出されました特別支援教育教科書調査研究資料に記載された全ての図書と、先ほどの第30号議案及び第31号議案で採択いただきました教科用図書と同一の発行者の拡大教科書の採択をお願いするものがございます。

採択に当たりましては、文部科学省著作教科書及び一般図書検討委員会から、6月29日付で新宿区教育委員会宛てに報告を頂戴しております。

なお、各学校が使用する一般図書につきましては、各学校に対し、事前に希望調査を行いました。東京都の調査研究資料に記載された図書以外の希望がなかったことから、一般図書調査委員会調査及び学校調査を実施する必要がございませんでした。

この文部科学省著作教科書及び一般図書検討委員会において、文部科学省著作教科書、東京都の調査研究資料に記載された一般図書及び拡大教科書について検討した結果、その全てについて使用が適当であるとの報告をいただいたものでございます。

それでは、第32号議案の提案理由です。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項及び第6項並びに第14条の規定に基づき、新宿区立特別支援学校並びに新宿区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書を採択する必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。第32号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

[発言する者なし]

○教育長 特に質問などないようでございますので、討論及び質疑を終了といたします。

第32号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第32号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◆ 報告 1 令和4年度 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○教育指導課長 それでは、報告1、令和4年度 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について、御報告いたします。

まず初めに、1の(1)暴力行為の発生件数ですが、小学校は119件、前年度と比較すると、42件の増です。中学校は16件、前年度との比較は15件減となっております。その下の(2)暴力行為の内訳ですが、小学校は、対教師暴力が30件、対生徒間暴力が79件、器物損壊が10件となっております。中学校は、対教師暴力が2件、対生徒間暴力が9件、器物損壊が5件となっております。

暴力行為の発生状況として、小学校では約1.5倍の増となっておりますが、令和4年度は特定の学校の児童が繰り返す状況がございました。当該校は1年を通して学校全体で児童を見守る体制を整え、対応してまいりました。具体的には、当該児童の気持ちに寄り添うとともに、別室でクールダウンさせるなど、当該児童のその日の状況に合わせて対応をしてまいりました。

小学校では、全国的にも暴力行為が増加していることから、学校においては発達段階に応じて暴力行為の防止につながる取組を指導していく必要があると捉えております。

教育委員会といたしましては、まずは大人、教職員が暴力行為を許容しない雰囲気づくりを行うことや、暴力は大きな人権侵害であること、教員による体罰や暴言をしないことはもとより、児童の暴力行為があった際は、保護者への連絡、学校全体での対応、内容によって

は関係機関、専門家と連携するなどの適切な対応ができるよう指導してまいります。

次に、不登校児童・生徒の把握です。

小学校は130人、出現率は1.30、中学校は198人、出現率は6.99と、いずれも昨年度と比較しても増加の状況です。

恐れ入ります、裏面を御覧ください。

(3) 不登校の要因の内訳です。

①は不登校要因の主たる理由で、②は主たる理由以外に当てはまるものがある場合に選択をします。

小・中学校ともに、本人に係る状況が増加しています。ここには表記しておりませんが、内容を細かく見ると、本人に係る状況では、無気力、不安、生活リズムの乱れなどの項目が増加しています。

学校では、年間3回実施するふれあい月間のアンケート調査や、年間2回、小学校4年生以上に実施するhyper-QUから結果分析を活用しながら、不登校への支援を進めております。

また、スクールカウンセラー等の専門家との連携、タブレットを活用したオンラインでの支援、つくし教室への通室、フリースクール等民間施設との連携、また、新たにつくし教室では、東京都と連携して仮想空間、メタバースを活用したオンラインによる支援も行っています。引き続き、教育委員会では多様な教育機会の確保に努めていきたいと考えております。

次に、いじめの把握です。認知件数は、小学校で313件、中学校で29件です。昨年度と比較すると、小・中学校ともに減少傾向となっております。

(2) のいじめの態様を御覧いただくと、小・中学校ともに冷やかしからい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われるが、小・中学校ともに多い状況です。

学校においては、いじめは相手の人間性とその尊厳を踏みにじる人権侵害行為であることを改めて共通認識することが重要と考えます。

教育委員会は、学校に対して子どもたちが自分の大切さとともに、ほかの人の大切さを認めることや、人権感覚を高めることなど道徳等の学習を充実させるとともに、学級活動等を通して、いじめの未然防止につながる取組をより一層進めるよう指導してまいります。

また、教職員間でいじめの認知の仕方に差が出ないように、いじめの正確な認知の仕方を捉える研修会等を行い、軽微ないじめを見逃さず、早期発見と早期対応を心がけるよう、生活指導主任会等を通して今後も指導してまいります。

報告は以上です。

○教育長 説明が終わりました。報告1について、御意見、御質問のある方はお願いをいたします。

○山下委員 不登校の要因の内訳のところ、「左記に該当なし」というのがありまして、その下に「本人や保護者と話しても上記のような傾向が見えず、学校、家庭、本人に係る状況に当てはまるものがない」というのは、一体どういう状況かを教えていただけますでしょうか。

○教育指導課長 左記に該当なしの内容についてでございますが、こちらは本区の特徴かなと思われる部分なのですが、国外へ出国をする予定があるとか、留学をしたい、また、親の教育方針で学校に登校させていないといった状況が当てはまります。

○山下委員 ありがとうございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○星野委員 不登校の要因内訳のことなのですが、本人に係る状況となりますと、いわゆる起立性調節障害の可能性もありますし、この時期ですと、新型コロナの後遺症なども考えないといけないかなと思うのですが、そういった調査はしているのでしょうか。

○教育指導課長 御質問いただいた細かい内訳について記載するところはないのですが、いわゆる新型コロナの影響や、起立性調節障害によって、生活リズムの乱れ、あるいは無気力等となっているということはあるかと思えます。ただ、そのあたりの細かいところまでは、この調査の中では確認できないところでございます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 ほかに、御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

◆ 報告2 その他

○教育長 次に、報告2のその他ですが、事務局から報告事項はございますか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

午後 4時01分閉会